

令和 6 年

行方市農業委員会

第 7 回総会会議録

(令和 6 年 6 月 2 6 日)

令和6年6月26日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第46号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第48号	現況証明願について
議案第49号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第50号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について
議案第52号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第53号	農業者年金加入推進について
議案第54号	農地パトロールについて
報告第30号	農地法第3条の規定による許可の取消願の受理について
報告第31号	農地法第3条第1項第13号の規定による通知書の受理について
報告第32号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	6番 平 塚 実
7番 横 瀬 忠 美	8番 古 渡 武 文	10番 本 澤 政 雄
11番 風 間 啓 次	12番 根 本 正 義	13番 小 沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡 司 正 彦	16番 椎 名 勇
17番 高 塚 利 英	18番 根 崎 和 枝	19番 清 水 量

本日の出席推進委員

1番 深 澤 泉	2番 平 山 正	3番 内 山 市 也
4番 宮 内 正 美	5番 箕 輪 澄 子	6番 森 山 正 一
7番 石 間 信 一	8番 日 下 正 之	9番 吉 田 正 弘
10番 大 原 富士男	11番 横 田 俊 信	12番 鈴 木 喜 昭
13番 野 原 賢 一	14番 川 島 隆 道	15番 石 田 充 春
16番 関 口 順 一		

3 本日の欠席委員

9番 内 藤 宏 一

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事務局	議	(開会宣言) 午後 3時00分 (議長選出)
		議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いします。
議長	議	(委員の出席状況) それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。令和6年行方市農業委員会第7回総会を開会いたします。
		(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名について。 議長において次のように指名をいたします。 3番近藤芳子委員 4番茂木孝委員。
議長	議	(書記の任命) それから、日程第2、総会書記の任命については、事務局、稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命をいたします。
		(会期の決定) 日程第3、会期の決定であります。本総会の会議は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全議員	議長	異議なし。(全員一致)
		異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
事務局	議長	(経過報告) 日程第4、経過報告について、事務局より報告をお願いいたします。
		それでは、私のほうから経過報告につきまして説明をさせていただきたいと思っております。 先月の第6回総会後の報告をさせていただきます。 まず、5月28日でございます。北浦庁舎で開催されました環境保全行方審議会に高塚会長に、出席いただいております。 次に、5月29日であります。東京都憲政記念館及び文京シビックセンターにおきまして開催されました県選出与党国会議員の要請集会及び全国農業委員会会長大会へ高塚会長及び事務局で出席いたしまして、要請活動及び政策提言決議を行いました。 同日、市の認定農業者協議会も総会が開催されまして、高塚会長に出席いただいております。

議 長	事 務 局	5月30日でございます。市の有機肥料供給センター運営委員会に風間啓次委員に出席いただいております。 6月3日、農業委員会行方地域協議会の第1回理事会を北浦庁舎におきまして高塚会長と椎名代理の出席の下、開催いたしまして各種事業の実施について決定のほういたしております。 6月5日でございます。茨城県市町村会館におきまして、いばらき農業委員会女性協議会第1回役員会のほうに根崎委員及び事務局で出席しております。 6月7日、同じく市町村会館で開催されました県農業会議に第1回理事会へ高塚会長が出席しております。 そして本日でございます。第7回総会ということになります。 以上となります。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
		(議案の審議) 続きまして、本日の議事は、別紙議事日程のとおりです。
		(議案第46号) 日程第5、議案の審議に入ります。 議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
議 長	事 務 局	議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第11項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配布しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第11項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議 長	1 9 番	それでは、まず1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。 19番、清水です。1項の調査報告をします。 この件の調査員に本澤・近藤両委員さん、あと大原・横田両推進委員さんの協力をいただいております。 譲受人は、市内長野江に在住する80歳の方であります。譲渡人は長野江に在住する79歳の方ということであります。申請事由なんです、譲渡人から譲り受けてほしいというような申出があったので、経営の規模の拡大のためということなんです、売買により譲り受けることにしたというものであります。距離なんです、自宅から10メートル、自宅の裏になるわけで、今後、野菜、サツマイモ等を作って、きちんと管理をしていくということで、問題のないものであるというふうに調査をしております。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議	長	調査の結果、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１	１番	１１番、風間です。２項の調査報告をします。 この調査は、根崎委員さん、推進委員の関口・石田委員さんと共に調査してまいり ました。 譲受人は、市内八木蒔地区在住、５４歳、農業兼パートの女性です。譲渡人は、市 内八木蒔地区在住、８３歳、農業の男性です。申請人は農地を譲り受けて、いろい ろな野菜を作ってみたいそうです。 調査の結果、問題のないものと調査してまいりました。ご審議ほどよろしくお願 いします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第３項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
２	２番	２番、谷田川です。３項の調査報告をいたします。 この案件は、麻生タルミ地区を４名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内矢幡在住、７０代の農業の女性です。渡人は、兵庫県宝塚市在住の 女性の方です。申請事由については、農業経営の安定を図るため。区分は売買によ る所有権の移転です。この土地は、長年受人が耕作してきた土地です。 調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。ご審 議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１８番、根崎委員。
１	８番	１８番、根崎です。第４項の調査報告をします。 この案件は、風間委員、石田・関口両推進委員さんと調査してきました。 譲受人は、市内捻木在住、７３歳、大規模農家の男性です。水稻、露地野菜を３万 ８、７９５平米を経営しています。渡人は、市内捻木在住、７４歳、無職の女性で す。渡人の希望により、所有権移転で申請されたもので、受人は経営の規模拡大を 図るということでした。今までも作っていたもので、何ら問題ないものと調査して きました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議	長	調査の結果、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3	13番、小沼です。5項の調査報告をします。 この調査には麻生太田を4人で調査してまいりました。 譲受人は、行方市麻生、76歳の農業の男性の方、譲渡人は、行方市麻生、無職の 64歳の女性の方です。申請理由は、農業規模拡大、区分は売買による所有権移転 です。譲受人は夫婦で田を合わせて5万1,225平米、水稻、サツマイモ、年間 300日、家から5分、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。 皆様のご審議よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい許可相当ということでした。審議をお願いいたし ます。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。
8	番	8番、古渡です。第6項の調査報告をいたします。この案件は、推進委員の川島さ んに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業の63歳の男性です。譲渡人は、農林公社であ ります。受人は、大規模農家で農機具類もそろっていて何ら問題がないと判断して まいりました。場所は、JAなめがたしおさい出荷場から南へ1キロぐらいになり ます。申請理由は、売買による所有権移転になります。 皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。7番、横瀬委員。
7	番	7番、横瀬です。7項の調査報告をします。 この調査には、茂木委員、石間推進委員のほうに調査してまいりました。 受人は、66歳、同市山田に在住する農業の女性です。渡人は66歳、山田に在住 する建設業の関係です。2人の関係は同居する夫婦です。申請事由は、経営の安定 を図るためです。区分は贈与による所有権の移転。 調査の結果、問題のないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願 いします。
議	長	調査の結果は何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議

全 議	員 長	ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。 1番、矢幡です。第8項について調査報告をいたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 譲受人は、市内行方在住の40歳代の農業を営む男性です。譲渡人は、行方在住の60歳代自営業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権の移転です。譲受人は、水稻7,769平米、カンショを2万3,474平米ほど耕作しています。当該畑の場所は、譲受人の自宅から3分程度の距離にあります。 従事日数、農機具の保有状況からも何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
		調査の結果は、農機具等と何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。 8番、古渡です。第9項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業兼会社員の60歳の男性です。譲渡人は、同市玉造甲に住む無職の86歳の女性です。2人の関係は親子でございます。申請理由は、贈与による所有権の移転になります。場所は国道354と355の交差点の隣になります。 何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
		調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 5番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第10項の調査を報告いたします。この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は73歳で、市内西蓮寺に在住する農業の方です。自家用野菜を約10アールほど耕作しております。譲渡人は約80歳で、同市西蓮寺に在住する農業の方です。申請理由は、農業経営の拡大・充実を図るため。区分は贈与による所有権移転

		になります。通作距離も１０メートル、約１分のところになります。
		調査の結果、問題がないものと調査してまいりました。皆さん、ご審議よろしくお 願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。３番、近藤委員。
３	番	３番、近藤でございます。１１項について調査報告いたします。 調査には、本澤・清水両委員、大原・横田両推進委員さんに協力をしていただきま した。
		譲渡人は、行方市両宿在住、６３歳の男性の方です。水稻４万６，６０８平米、サ ツマイモ２万２，２２７平米を作付しております。渡人は公益社団法人でございま す。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、農地中間管理機 構の特例事業の用に給するためということで、税の特別控除制度による特例になり ます。区分は、売買による所有権の移転です。農業従事日数も３２０日以上、農機 具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から５００メー トルほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もな く、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたしま す。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第４７号）
議	長	次に、議案第４７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移 転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第４７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年６月 ２６日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
局		案件につきましては、第１項から第１１項までとなっております。事務局説明につ きましては、全員に配付していますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めま す。８番、古渡委員。
８	番	８番、古渡です。第１項の調査報告をいたします。この案件には、農業委員の郡司 さんに同行していただきました。

		譲受人は、埼玉県さいたま市に住む２７歳の男性です。譲渡人は、行方市玉造甲に住む無職の７３歳の男性です。申請人は、自家用住宅のため、自宅のある近くの土地を探していたそうです。場所は、玉造庁舎から南へ３００メートルぐらいなところ。必要書類も添付され、問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており許可相当ということなのですが、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
２	番	２番、谷田川です。第２項の調査報告いたします。 調査については麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内根小屋在住、３０代の会社員の男性です。渡人は、同じく市内根小屋在住、７０代の男性で、２人の関係については親子です。申請事由は、自己用住宅及び作業所の建築。現在の家が老朽化し、手狭になったため父の営農土地へ家を建てることで申請されたものです。区分については、使用貸借です。場所については、現在住んでいる家のすぐ前になります。関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、清水委員。
１	９	１９番、清水です。３項の調査報告をします。 この調査には本澤・近藤両委員さん、大原・横田両推進委員さんのご協力をいただいて行ってまいりました。 譲受人は、市内三和の有限会社ということであります。譲渡人も同市の運送業兼農業をしている方であります。申請事由なのですが、中古車販売業の展示場、また不足をしていた資材置場を確保して、事業の拡大を図りたい。この田んぼを転用をして、使用貸借をしたいというものであります。場所は山田のコンビニエンスストアの東側ということです。申請書を見たところ、採石場を盛り土するということなのですが、高さ等が明記されていなかったということで、それとですね、道路、水路等への配慮ですね、そういうことを追加で返答をいただきまして、許可が相当というふうに調査をしてきたところでございます。皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果、許可相当だということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。 16番、椎名です。第4項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市小高在住88歳の男性です。渡人は、行方市小高在住86歳の男性 です。申請事由は、自宅への進入路の違反転用の是正です。区分は、土地交換によ る所有権の移転です。自宅と道路の中間にあり、進入路として使用してしまったそ うです。始末書等も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審 議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果、始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願 ひいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。 4番、茂木です。5項の調査報告をします。 この案件については、横瀬委員、石間委員と共に調査してまいりました。 受人は、市内繁昌に在住する32歳、会社員です。渡人は、行方市繁昌に在住、6 6歳、男性、会社員です。申請事由について、両人は親子であり、現在は家族で住 んでいますが、子供が増えたので分家し、新築したいとのことです。父親の所有地 で使用貸借の承諾を得ました。場所は、同市繁昌の畑3, 164平方のうち498 平方メートルです。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいり ました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願ひ いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 1	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。6項の調査報告をします。 この調査は根崎委員さん、推進委員の関口さん、石田さんと共に調査してまいりま した。 譲受人は、東京都にある太陽光発電事業者代表の31歳の女性です。譲渡人は、市 内沖洲在住、84歳、無職の男性です。申請事由は記載のとおりで、県道大和田羽 生線の小美玉市との境です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査し てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も備わっており、許可相当ということでした。審議をお願ひ いたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。7項の調査報告をします。 この調査も根崎委員さん、推進委員の関口さん、石田さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、市内浜地区で不動産会社を営む25歳の男性です。譲渡人は、市内玉造甲地区在住59歳の男性です。申請事由は記載のとおりで、元の緑が丘地内の医院付近です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、8項から11項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。8、9、10、11は関連がありますので、一括で報告いたします。 この調査も根崎委員さん、推進委員の関口委員、石田委員さんと共に調査してまいりました。 譲渡人は、広島県の太陽光発電事業を営む会社代表の男性です。8項、9項の譲渡人は、市内沖洲地区在住、57歳の男性。10項の渡人は、市内沖洲地区在住、85歳の女性。11項の譲渡人は、市内沖洲地区在住、70歳の男性となります。申請事由については記載のとおりで、場所は国道355号線沿いのトウホウランド入り口近く付近、元の桃浦駅付近です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要な書類も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項から11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第48号) 続いて、議案第48号 現況証明書願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第48号	現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては、第5項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。 １項の調査委員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番 １５番、郡司です。第１項の調査をご報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は６０歳代で、市内の会社員の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は行方病院より南へ約１．５キロぐらいのところになります。平成２年の頃から耕作しておらず、山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということで、非農地証明交付ということであります。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番 １５番、郡司です。第２項の調査報告をいたします。 この件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は７０歳代で、行方市内荒宿に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は行方病院より南へ約１．５キロのところになります。昭和６３年の頃から耕作しておらず、山林化している状況でした。農地にするのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番 １５番、郡司です。第３項の調査報告をいたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は７０歳代、市内藤井に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は行方病院より南へ約１キロのところになります。約２０年以上耕作しておらず、山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは難しいということでもあります。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 8	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。 8番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。 この件には推進委員の川島さんに同行していただきました。 申請人は行方市玉造甲に住む無職の86歳の女性です。この土地は平成17年以前から宅地として利用していたそうです。場所は国道354と355の交差点の隣になります。30年以上前から宅地としていたそうです。皆様方のご審議、よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、宅地として利用していたということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1 5	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第5項について、高塚会長に代わってご報告いたします。 調査は、高塚会長、野原推進委員と私で現地の確認を行いました。 申請人は、市内手賀に在住し、90代の無職の女性の方です。申請事由は、地目変更登記のためです。50年以上前から宅地と一体的に使用していたとので、今回は地目変更登記をしたいということだそうです。農地に戻すことは難しく、非農地証明の発行はやむを得ないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお祈いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	（議案第49号） 次に、議案第49号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第49号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 令和6年6月7日付で、行方市長より農業委員会宛てに、農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回の申請は、2件となっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。まず、１項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、椎名委員。
1	6	番
		１６番、椎名です。第１項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。事業計画者は、小高埋立土地改良区であります。土地は行方市南８７３番、面積は５０１平米でした。令和６年１月２７日に、農地法５条許可要件で売買がされ、２月１５日に条件付所有権移転仮登記がされました。国道３５５号バイパス工事に伴う事務所移転予定地に隣接しているので、購入する運びとなったそうです。駐車場として使用するそうです。土地権利者の同意書等の関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
2	番	２番、谷田川です。２項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 申出者は、市内石神在住の会社員の男性です。変更区分は除外。目的については進入路の是正です。昭和６１年頃から９５平米の農地を自宅の進入路として無断で使用していたということです。 調査の結果、始末書も添付されており、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第５０号)
議	長	議案第５０号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第５０号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和６年６月２６日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙資料ナンバー２をご覧くださいと思います。 農用地利用集積計画・総括表で説明させていただきます。新規設定１６件、２８筆、４万７，１４２平米。続いて、更新の設定で６件、１５筆、３万４，９５１平

		米となります。合計としまして、２２件、４３筆、８万２，０９３平米となります。
		次のページ、農用地利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容で、期間、賃借料が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定をいたします。
		（議案第５１号）
議 事 務 局	長	次に、議案第５１号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第５１号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和６年６月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 資料ナンバー３をご覧いただきたいと思います。 行方市長より行方市農業委員会長宛てに農用地利用促進計画（案）に係る意見を求められております。計画（案）は令和６年８月１日の再転貸によりまして、２筆、４，９８４平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用等促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
		（議案第５２号）
議 事 務 局	長	議案第５２号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第５２号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、下記のとおり推進する。令和６年６月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 資料ナンバー４をご覧いただきたいと思います。 令和６年度農業委員会会長会議、事務局長会議におきまして、農業委員及び農地利 用最適化推進委員、１人当たり毎年１部の新規購読者の確保を図ることとなりました。普及推進強調月間といたしまして、前期が７月から８月、後期が１０月から１ １月、１人当たり１部以上の普及、購読者の確保をお願いしたいと思います。推進 活動によりまして、新規購読者がおられましたら、本日お配りしております緑の用 紙に申込書にご記入いただいたものを預かっていただき、事務局へ提出いただきた いと思います。以上です。
議	長	今、事務局で説明がございました。これについて審議をお願いいたします。ご異議

全 議	員 長	ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、原案のとおり決定いたします。よろしくお願いをいたします。
		（議案第５３号）
議 事 務 局	長	次に、議案第５３号 農業者年金加入推進についての件を議題いたします。事務局より説明願います。 議案第５３号 農業者年金加入推進について、下記のとおり推進する。令和６年６月２６日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 資料ナンバー５をご覧いただきたいと思います。 令和６年度の農業者年金推進対策といたしまして、茨城県におきまして１３７名の加入確保を目標としております。県のほうで決めました市町村別農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては昨年と同様、加入目標として９名ということで設定されております。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成しましたので、こちらの方々を中心に推進していただきたいと思います。また、名簿に関係なく積極的な推進をよろしくお願いしたいと思います。 別添としまして、加入推進個別訪問計画書及び行動報告書を作成させていただきました。こちらは昨年度まで使用していました推進報告書に代わるものとなります。各委員、各自計画書の作成をお願いしたいと思います。選定に当たっては、若年者、３９歳以下の農業者、また女性農業者を中心に選定をお願いしたいと思います。選定する人数は、各委員５名、５人ですね、５人程度は挙げていただきまして、推進をお願いします。全ての委員さんが推進することによって、年間１７５名に年金制度を周知することができますので、ご協力をお願いしたいと思います。 加入推進強化月間としまして、前期が９月から１０月、後期が１月から３月に設定しております。できるだけ前期の上半期で５名の推進をお願いしまして、後期につきましては加入の意思確認ということでお願いしたいと思います。 加入推進活動を行いましたら、こちらの行動報告書に経過を記載をいただきまして、随時事務局へ報告をしていただきたいと思います。以上です。
		今、事務局のほうから説明がございました。何かございますか。ありませんか。 では、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。よろしいですか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） それでは、異議なしと認め、農業者年金加入推進について原案のとおり決定いたします。よろしくお願いをいたします。
		（議案第５４号）
議 事 務 局	長	次に、議案第５４号 農地パトロールについての件を議題いたします。事務局より説明願います。 議案第５４号 農地パトロールについて、下記のとおり提案する。令和６年６月２６日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

農地パトロールについてですが、実施区域は市内全域ということで、麻生・北浦・玉造地区と全地区にわたって行います。昨年度実施したとおりでありますけれども、それと同様なパトロールを行っていきたいと思います。新たな遊休農地を確認し、再生可能の緑区分か黄色区分か、それと再生困難な農地に分類していただくということです。

実施期間につきましては、こちら班編成表をご参照いただければと思いますけれども、7月14日から30日、予備日を7月31日から8月2日ということで、こちらが一斉のパトロールということになります。

それから、個別のパトロールということで、ご近所の何かどうも荒れている、そういうところも調査をしていただいて、黄色区分、緑区分、再生困難とか、そういったものを記録していただきたいと思います。

班編成については、資料6のほうをご覧くださいと思います。こちらの調査終了後、予定としまして11月か12月頃にですね、荒れているところの農地の所有者に対して意向調査して、取りまとめたいと思います。また、来年になってしまいますけれども、農地パトロール終了後の総会後の報告ということで、こちらについては新しい体制に移行していくということになりますので、ちょっと現時点では報告者はちょっと決められないということですが、そういうことで新体制になった下、各地区報告をしていただくというようなことで進めたいと思います。

それから、今、推進委員さんとかにタブレットとかをちょっと使っていて、様子を見てもらっているところですが、今回の農地パトロールについては、前回と同様、現在のタブレット内の地図情報、こちらのほうで調査を行い、記録をしていくという方法で進めていきたいと思います。ちょっと農業委員さんのタブレットのほうにアプリの購入ができていないんですけれども、農水省が出している農地の現地確認アプリというソフトがございます。こちらのほうを事務局のほうで遠隔でインストールをするような作業を行いたいと思います。以前ですと、現在の地図情報で作業していただくと、所有者とか、そういった情報がちょっと見れないということがあるわけですが、その都度、事務局へ問合せをいただいていたということですが、そちらの農水省の現地確認アプリのほうをインストールして使うことによって、農地ごとの所有者の情報、それから貸し借り、そういったものの権利がついているかとか、そういった情報も見られるアプリケーションでありますので、そちらについて遠隔でちょっとインストールさせていただいて、説明書、そういったものを、タブレットのハンドブックの中に搭載して、1回ちょっと起動していただいて、分からないところはちょっと問合せをしていただきたいというふうに思いますので、誰が耕作しているのか、そういったところが分からないときにちょっと活用できるようなものになっていますので、そういったものを使いながらパトロールを実施していければと思いますので、よろしくお願いいたします。長くなりました。以上です。

議

長

それでは、ここで根本農地部会長よりご報告をお願いいたします。根本農地部会長。

1	2	番	12番、根本です。農地パトロールについて報告をさせていただきます。 本日、農地部会を開催し、農地パトロールにつきまして協議をいたしました。7月中に一斉農地パトロールを実施し、市内全域の農地利用状況調査をすることとなりました。各地区の日程及び担当につきましては、事務局説明のとおり資料ナンバー6に記載されておりますので、確認のほうをよろしくお願いいたします。 また、今年は一斉パトロールの後、8月、9月にも個別パトロールを実施しますので、併せてご協力をお願いいたします。季節柄かなり暑くなると思われますが、熱中症等には十分気をつけて実施してまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長		ありがとうございました。 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については、原案のとおり決定いたします。 （報告第30号）（報告第31号）（報告第32号）（報告第33号） （報告第34号）
議	長		次に、報告案件に入ります。報告第30号 農地法第3条の規定による許可の取消願の受理について、報告第31号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。
事	務	局	報告第30号 農地法第3条の規定による許可の取消願の受理について、下記のとおり報告する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 こちら1項のみとなりまして、4月の総会におきまして許可なされた行方市根小屋の田の案件になります。契約解除に伴い、許可の取消願が6月3日付で提出され、受理したものととなります。 報告第31号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 農地中間管理機構の特例事業用に資するため、所有権移転一覧となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 こちらは相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第9項までとなります。こちらもご確認をお願いします。 続きまして、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高

	塚利英。 こちらは合意解約により貸借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第8項までとなります。こちらをご確認をお願いします。 続きまして、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和6年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 こちらは先月提出いただきました各委員さんの活動記録を集計したものとなります。こちらをご確認をいただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 員 異議なし。（全員一致） 長 異議なしと認めます。
議 全 議	長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。 員 異議なし。（全員一致） 長 異議なしと認めます。
	(閉会宣告) 午後 4時03分
議	長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第7回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。